

8930

Vol. 68

ヤ ク ザ ゼロ



より明るく住みよい神奈川をめざして



暴力団追放「三ない運動+1」^{ワン}の推進

暴力団を

- 恐れない
 - 金を出さない
 - 利用しない
 - 協力しない
- を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

平成25年度分科会定例会の開催

平成26年2月4日(火)、横浜市開港記念会館において、分科会定例会を開催いたしました。



分科会では

- ・分科会代表挨拶 建設・不動産分科会会长 小俣 務 様
- ・県警暴力団対策課 林 課長補佐による『最近の暴力団情勢について』の講話
- ・県警暴力団対策課員による不当要求対応要領のロールプレイング
- ・横浜弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長 弁護士 菅 友晴 先生による『最近の反社会的勢力対策～暴対法改正を中心として～』の講演

を行い、約400人の方々の参加を得て、盛大に開催することができました。

なお、分科会は、『行政・司法』『建設・不動産』『青少年・教育』『環境・衛生』『商工』『交通・運輸』『福祉・医療』『金融・保険』『農林・漁業』などに区分されており、それぞれ県内の行政や事業者団体で構成されております。



小俣会長のあいさつ



弁護士 菅先生の講演



林課長補佐の講話



ロールプレイング

全国暴力追放功労者表彰受賞

平成25年11月26日、東京の明治記念会館において「暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方が、警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長から表彰されました。おめでとうございます。

暴力追放栄誉金章

中村 衛 様

相模原暴力団排除対策推進協議会会長



暴力追放栄誉銀章

川口 勇 様

藤沢北警察署管内暴力団排除対策推進協議会会長



(公財)神奈川県暴力追放推進センターが適格センターとして認定されました

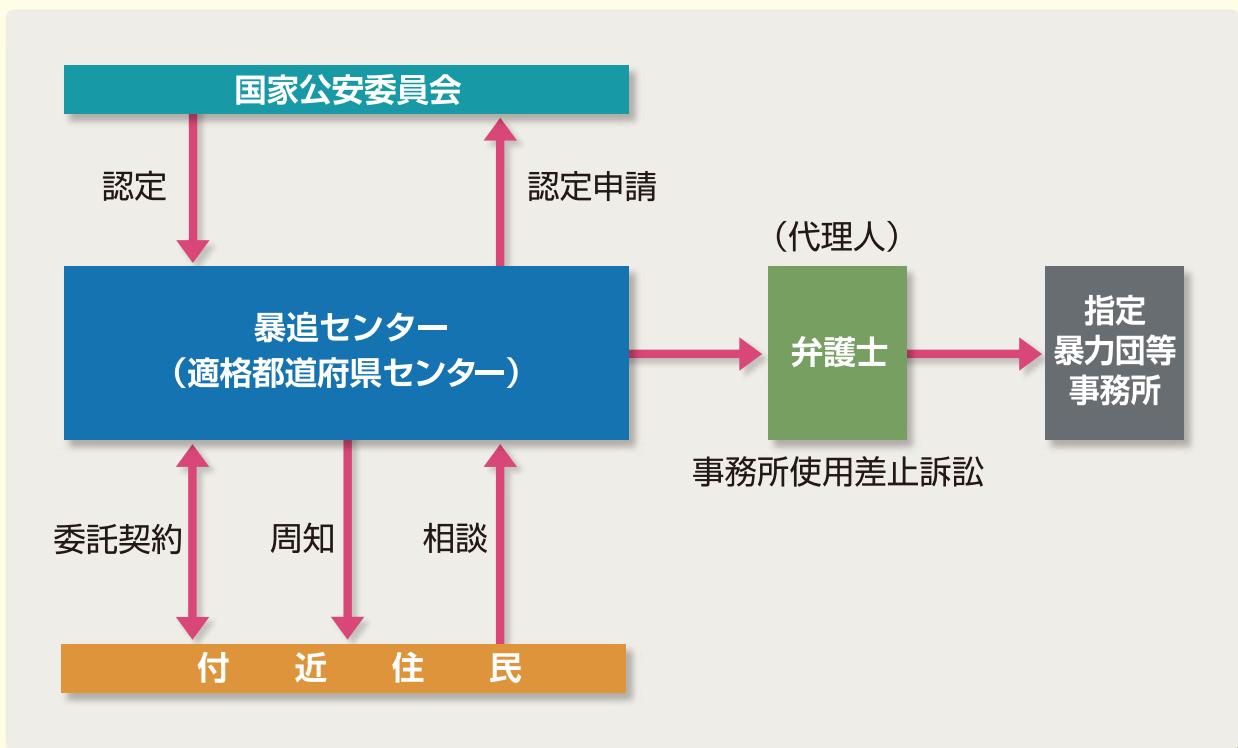
(平成25年4月25日)

当センターでは、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、組事務所の使用差止訴訟に関し、当センターが自己の名で一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができるようになりました。

●適格都道府県センター制度とは

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって一切の裁判上又は裁判外の行為を行うこと。(法32条の4第1項)

●適格都道府県センター制度の概要



- 暴追センターが住民等からの指定暴力団の事務所使用差止訴訟に関する相談を受けた場合は、暴追センター内の検討部門において弁護士等の専門的知識・経験を有する者の助言、意見を聞いて委託を受けることが妥当かどうか等の検討を行い、理事会において最終的に委託を受けるか否かを決定します。
- 委託を受けることに決まれば、暴追センターとの間で委託に関する契約書を取り交わします。
- 他の住民にも委託の機会を与えるために、委託を受けたことを周知します。
- 訴訟に関する手続きは、弁護士が追行します。

DVDの貸出し

DVDの貸出し(無料)を行っています。

職場や地域等の研修会でご利用ください。

No.66

あなたならどうする？ 不当要求の「常套句」

不当要求の手口と対応 シリーズ第⑧弾

時間: 35分

- 常套句①「責任をとれ」「誠意を見せろ」
- 常套句②「マスコミに公表する」「ネットに書き込む」
- 常套句③「不祥事の情報を入手した」
- 常套句④「知り合いの弁護士もおかしいと言っている」



No.67

鉄の砦

行政対象暴力に負けない組織づくり 時間: 1部/30分 2部/20分

第一部 行政が一丸となって行政対象暴力に立ち向かうことが大切であり、「事なき主義」「担当者任せ」こそが暴力団に付け込む隙を与えることになります。暴力団の不当要求には、組織を挙げて対処することが鉄則です。

第二部 暴力団等の不当要求に行政の担当者が屈した結果、公共工事などに関わる民間企業に深刻な被害を与える恐れがあります。ひとつの小さな不当要求に応じれば、それが弱みとなり、より大きな不当要求へと発展し、気がつけば行政のみならず、企業活動をも犠牲にする恐れがあるのが行政対象暴力の怖さです。



No.68

闇にひそむ影

僕には関係ないと思ってた

時間: 38分

暴力団なんて「私には関係ないだろう」そう思っていませんか。暴力団は、巧妙にその姿を隠し今まさに、あなたのそばに近づいてきているかもしれません。



No.69

その「ひと言」が分かれ道

不当要求の手口と対応
シリーズ第9弾

ささいな不手際につけこむ
不当要求への実践的対応

事例① 16分 事例② 15分 事例③ 15分

- 事例① アクセサリーが破損してけがをしたというクレームが不当要求へ
- 事例② 個人情報の管理の杜撰な企業の弱みにつけこむ反社会的勢力
- 事例③ プライベートタイムでターゲットにアプローチし、狙い撃ちにする反社会的勢力



このほかの広報資料は、HP [神奈川県暴力追放推進センター](#) 検索をご覧ください。



指定暴力団一覧表(21団体)

番号	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢 力 範 囲	構 成 員 数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約13,100人
2	稻 川 会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道17県	約3,700人
3	住 吉 会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府15県	約5,000人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約590人
5	旭 琉 會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富永 清	県内	約520人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府	約280人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	県内	約230人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約150人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約70人
10	四代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	森田 文靖	2県	約110人
11	道 仁 会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約720人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	県内	約50人
13	双 愛 会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島 正則	2県	約210人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約140人
15	太 州 会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約160人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村 三男	府内	約60人
17	極 東 会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約920人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	府内	約170人
19	松 葉 会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都1道8県	約990人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	4県	約240人
21	浪 川 瞳 会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約340人

注: 1 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成24年末のものを示している。
ただし、

九代目酒梅組「名称」及び「代表する者」については、名称等変更公示日(平成25年5月7日)時点のもの
浪川瞳会「名称」については、名称変更公示日(平成25年12月10日)時点のもの
を示している。

2 平成24年末における全暴力団構成員数(約28,800人)に占める指定暴力団構成員数(約27,800人)の比率は96.5%である。

県内の暴力団情勢

現在、神奈川県内では実際にどれくらいの暴力団員が活動しているのでしょうか？
ここでは、指定暴力団を中心に神奈川県内の暴力団情勢を紹介します。

〈平成 26 年 1 月 1 日現在における神奈川県内の暴力団情勢〉

■ 県内の暴力団員等の合計 2,900 人

内訳 構成員 : 1,490 人
準構成員 : 1,410 人

※ 準構成員とは、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団以外のものをいいます。

■ 県内の主要指定暴力団

・稻川会	71 組織	2,340 人
・六代目山口組	13 組織	300 人
・双愛会	5 組織	160 人
・極東会	3 組織	60 人
・住吉会	2 組織	40 人



～～～～～～～ 平成26年度 暴力追放県民大会のご案内 ～～～～～～～

1 開催日時 平成26年9月4日(木) 午後2時～午後4時

2 開催場所 神奈川県立音楽堂 横浜市西区紅葉ヶ丘9-2

- 3 次 第 [第一部] [第二部]
- | | |
|--------|---------------|
| ・主催者挨拶 | ・寸劇(ロールプレイング) |
| ・表彰 | |
| ・来賓祝辞 | |
| ・来賓紹介 | |
| ・大会宣言 | |



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 **0120-797049** ナクナレ 要求

条例専用電話 **0120-110675**

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

045-201-8930 ヤクザゼロ

045-663-8930 ヤクザゼロ

ご寄付のお願い

(公財) 神奈川県暴力追放推進センターでは、企業、団体、個人の皆様のお力を集めて広く暴力団排除活動を実践するためにご寄付をお願いしております。

当センターは公益財団法人でございますので、ご寄付は税法上の優遇措置を受けることができます。